

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	喜多方市 07208
地域名 (地域内農業集落名)	堂島地区 (大沢集落、赤星集落、貝沼集落、上遠田集落、下遠田集落、第六集落、沖集落、柴城集落、台集落、万力集落、東鎧召集落、西鎧召集落、能力集落、田原集落、大木集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月25日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【地域農業の現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堂島地区は、合併前の旧塩川町の西部に位置する15集落で構成</li> <li>・ 10集落(大沢、赤星、貝沼、台、西鎧召、柴城、能力、沖、田原、大木)が人・農地プランを策定しており、農地バンクの活用率も高く農地の集積・集約化の取り組みが見られる。</li> <li>・ 平坦部の地域特性を生かし、水稻を中心に、飼料作物やそばによる土地利用型農業や、ミニトマトやキュウリ、アスパラガスなどの施設園芸による複合経営を展開</li> <li>・ 特に、15集落のうち、14集落で多面的機能支払制度に取り組むなど、集落全体での農地・農道等の維持管理の取組が見られる。</li> <li>・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約47.9%</li> <li>・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、農業を担う者で引受可能であるが、畑を中心に一部でミスマッチが生じ、受け手がいない状況がある。(大沢、赤星、上遠田、下遠田、第六、柴城、台、能力)</li> <li>・ 一方で、農業を担う者の規模拡大予定が少なく2つの集落でリタイア・規模縮小予定の農地等すべてを引き受けることができない状態であり、入作者や新たな組織の設立など集落での話し合いが重要となる。(貝沼、万力)</li> <li>・ 能力、沖集落においては畜産業が行われている。</li> <li>・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は70.1歳であるが、それぞれの集落において、個人経営や農事組合法人などにより、多面的機能支払い制度を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。</li> </ul> <p><b>【地域農業の課題】</b></p> <p><b>[農業を担う者の確保]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(大沢、貝沼、上遠田、第六、柴城、東鎧召)</li> <li>・ 農業を担う者が不足している。(上遠田、下遠田、第六、万力、東鎧召)</li> <li>・ 新規就農者が参入している。(上遠田、第六、東鎧召、能力、大木)</li> </ul>
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p><b>[作物の生産]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性を活かし、水稻を主要作物とし、キュウリ、ミニトマト、アスパラガスといった施設園芸、畜産等による複合経営を継続(共通)</li> <li>・ 水稻、ミニトマトの有機農業の取組を継続。(沖、柴城、東鎧召、大木)</li> <li>・ 農作業効率化のためドローンによる水稻への病害虫防除や追肥を継続(大沢、赤星、上遠田、第六、柴城、台、万力、東鎧召、西鎧召、能力)</li> </ul> <p><b>[農業を担う者の育成・確保]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(共通)</li> <li>・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立または設立を検討する。(大沢、赤星、柴城、東鎧召、西鎧召、大木)</li> </ul>
---



## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	868.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	868.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(共通)
- ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(大沢、赤星、下遠田、柴城、台、万力、東鎧召、西鎧召、能力、大木)

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(共通)
- ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(大沢、貝沼、上遠田、沖、柴城、台、万力、東鎧召、西鎧召、能力)

### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と農業を担う者へまとまりある農地集積・集約化を図る。(大沢、赤星、下遠田、台、西鎧召、能力、大木)

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(大沢、上遠田、下遠田、沖、柴城、東鎧召)
- ・ 集落内から新規就農者を積極的に確保する。(赤星、台、西鎧召、能力、田原、大木)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(大沢、赤星、上遠田、下遠田、能力、田原)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(大沢、柴城、東鎧召)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用組織の体制を継続または経営体制を強化する。(赤星、柴城、西鎧召、大木)

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(赤星、上遠田、能力)
- ②有機農業に取り組む。(沖、柴城、東鎧召、大木)
- ③水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(大沢、沖、柴城、東鎧召、西鎧召、大木)
- ④自動操舵による田植えやドローンによる病害虫防除・施肥作業等を実施。(大沢、赤星、上遠田、第六、柴城、台、万力、東鎧召、西鎧召、能力)
- ④遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(万力、西鎧召)
- ⑤畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、任意組織による保全管理を行う。(大沢、赤星、貝沼、上遠田、下遠田、第六、沖、柴城、台、東鎧召、西鎧召、能力、田原、大木)